

島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 島根県が行う老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に規定する介護保険事業支援計画の実績に関する評価及び見直しに関する事項等を検討するため、島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 老人福祉計画の実績に関する評価及び見直しに関する事項
- 二 介護保険事業支援計画の実績に関する評価及び見直しに関する事項
- 三 介護保険法第119条の規定に基づき知事が行う「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）の作成上の技術的事項についての助言」に関する事項

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体等の役職員及び学識経験者のうちから島根県知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委嘱期間)

第4条 委員を委嘱する期間は3年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期開始後最初に開催される会議は、島根県健康福祉部長が招集する。

- 2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱する委員の委嘱期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年7月31日までとする。

別表

区 分	団体・機関
サービス利用者（被保険者）	日本労働組合総連合会島根県連合会 島根県連合婦人会 島根県老人クラブ連合会 認知症の人と家族の会 島根県支部
サービス提供者	島根県老人福祉施設協議会 島根県老人保健施設協会 島根県訪問看護ステーション協会 島根県介護支援専門員協会
医療関係者	島根県医師会 島根県歯科医師会 島根県薬剤師会 島根県看護協会
福祉関係者	島根県民生児童委員協議会 島根県社会福祉協議会
地域包括支援センター	島根県地域包括支援センター連絡会
行政（保険者）	島根県市長会 島根県町村会